

# 古 物 台 帳（記入例）

（古物営業法第16条・同法施行規則第17条2項1号「帳簿に準ずる書類」の要件を満たす独自様式）

古物商許可番号：

氏名又は名称：

営業所所在地：

| 取引年月日     | 区分<br>(受入/引渡) | 古物の品目            | 数量 | 古物の特徴<br>(型式・記号番号等)                      | 相手方の住所                    | 相手方の氏名                   | 相手方の職業                   | 相手方の年齢                   | 確認の区分・方法<br>(法15条1項各号)         | 備考                                                                  |
|-----------|---------------|------------------|----|------------------------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 令和8年9月2日  | 受入            | 腕時計<br>(自動巻き)    | 1  | スイス製 A社製<br>型式SS-220 製造<br>番号明記あり        | 東京都新宿区サンプル町1-2-3          | 山田 太郎                    | 会社員                      | 38                       | 1号（運転免許証提示）                    | 美術品類ではなく時計宝飾品類に該当（受入は常に記載必要）                                        |
| 令和8年9月5日  | 受入            | ノートパソコン          | 2  | 型式番号・シリアル<br>番号を現物確認の<br>うえ記載            | 神奈川県横浜<br>市サンプ<br>ル区4-5-6 | 鈴木 花子                    | 自営業                      | 45                       | 4号（規則15条3<br>項1号・印鑑登録<br>証明書等） | 対価総額1万円以上のため確認省略不可                                                  |
| 令和8年9月10日 | 引渡            | 腕時計<br>(自動巻き)    | 1  | 上記9/2受入品と<br>同一（管理番号<br>KD-0021）         | 東京都新宿区サンプル町1-2-3          | 山田 太郎                    | 会社員                      | 38                       | －（売却のため<br>確認区分は対象<br>外）       | 時計宝飾品類は施行規則18条1項の4分類に該当するため引渡でも記載義務あり。相手方情報の記載省略が認められるのは自動車のみ（同条2項） |
| 令和8年9月15日 | 引渡            | 普通乗用自動車<br>(中古車) | 1  | 車台番号<br>ABC-1234 年式令<br>和3年 型式<br>DBA-XX | （記載不要・<br>施行規則18<br>条2項）  | （記載不要・<br>施行規則18<br>条2項） | （記載不要・<br>施行規則18<br>条2項） | （記載不要・<br>施行規則18<br>条2項） | －（売却のため<br>確認区分は対象<br>外）       | 自動車の引渡は施行規則18条2項により相手方の住所・氏名・職業・年齢のみ記載不要（取引年月日・品目及び数量・特徴は記載必要）      |

【記載事項の根拠】 取引年月日・古物の品目及び数量・古物の特徴・相手方の住所氏名職業年齢・確認の区分及び方法＝古物営業法第16条各号。受け取り（仕入れ）は品目を問わず常に記載が必要です。引き渡し（販売）で記載自体が不要になるのは美術品類・時計宝飾品類・自動車・自動二輪車原付「以外」の古物です（施行規則第18条1項）。この4分類を引き渡す場合は記載義務があり、そのうち相手方の住所・氏名・職業・年齢の記載だけが不要になるのは自動車のみです（同条2項）。保存期間：帳簿等の最終の記載をした日から3年間（法第18条1項）。

## 別紙：記載義務の判定フロー

### 【受け取り（仕入れ）のとき】

STEP1：自己が売却した物品を、その売却相手から買い戻しますか？

→ はい：記載不要（法15条2項2号）で判定終了

→ いいえ：STEP2へ

STEP2：対価の総額は1万円未満ですか？

→ いいえ（1万円以上）：記載が必要です。判定終了

→ はい：STEP3へ

STEP3：品目は例外7品目（自動二輪車原付／エアコン室外機・ヒートポンプ／ゲームソフト／CD・DVD等／電線／金属製グレーチング／書籍）のいずれかに該当しますか？

→ はい：記載が必要です（施行規則16条2項の例外品目のため）

→ いいえ：記載不要です（法15条2項1号・16条ただし書）

### 【引き渡し（販売）のとき】

引き渡す古物は何ですか？

美術品類 → 記載が必要／相手方情報（住所・氏名・職業・年齢）も記載必要

時計・宝飾品類 → 記載が必要／相手方情報も記載必要

自動車（部分品を含む） → 記載が必要／相手方情報だけは記載不要（施行規則18条2項）

自動二輪車・原付（部分品を含む。1万円未満の部分品を除く） → 記載が必要／相手方情報も記載必要

上記以外の一般的な古物 → 記載自体が不要（施行規則18条1項）

※自動車だけ相手方情報の記載が免除され、外見の近い自動二輪車・原付は免除されません（施行規則18条2項が「自動車である古物」とだけ定めているため）。